

求職者・求人者のみなさまへ

株式会社CMEコンサルティング 東京本社

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種です。

当事業所の取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】・・・無料

- ・求職受付時、また就職が決定した場合でも、求職者から手数料は一切申し受けません。
- ・全サービスについて完全に無料でご利用いただけます。

【求人者から徴収する手数料】・・・成功報酬制により有料

- ・求人受付の際、手数料は一切申し受けません。
- ・当事業所の紹介した求職者が求人者へ就職が決定した場合にのみ、紹介手数料（成功報酬）として、別途当事業所が提示する基本契約書に基づき申し受けます。

※届出手数料など詳細については、以下のURL（PDF）よりご確認ください。

https://www.cme-consulting.jp/files/refunded_system/

違約金に関する事項

- ・基本契約書第12条（紹介行為の妨害）に規定する事案が発生した場合には、同条による違約金の請求のほか、民法130条、商法512条、民法709条などに基づく損害（逸失利益等を含む）賠償請求を行うことがございます。
なお、請求額については、基本契約書第4条（報酬）に基づく計算式により算出された報酬相当額（消費税相当額も含む）をベースとさせていただきます。
- ・その他、求人者に対するサービス提供条件等は、面接実施日までに当事業所より充分説明を行い、理解を得た上で、事前に基本契約の締結を行います。

基本契約の解消に関する事項

- ・基本契約の有効期間は契約締結日より1年間です。基本契約の有効期間中であっても、解約希望日の2ヶ月前までに書面をもって当事業所へ通知いただくことで中途解約することが可能です。
- ・但し、中途解約の通知が、当事業所が紹介した求職者の面接等を行ってから6ヶ月を経過していない場合は、その取扱い等について協議させていただく場合がございます。

- ・有効期間満了の1ヶ月前までに更新しない旨の文書による意思表示をされた場合、期間満了により基本契約は解消となります。
- ・当事業所及び求人者から、更新しない旨の文書による意思表示が無い場合には、同一条件にて1年間自動更新となります。
- ・基本契約書第10条（反社会的勢力の排除）の規定に関する違反があった場合には即時解除となります。

求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の 佐山 秀典 です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 佐山 秀典 です。

取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験等客観的事実に基づく情報開示を遅滞なく行ないます。さらに、これに基づき訂正請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

苦情処理窓口に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 佐山 秀典 です。

苦情の申出（連絡先）は、0120-610-855（10時～19時/平日のみ）までお願いいたします。

苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応いたします。

返戻金に関する事項

当事業所は、求人者から徴収した手数料に関し、返戻金制度を設けています。

※返金料率等については、以下の URL（PDF）、及び基本契約書第8条（返還規定）をご確認ください。

https://www.cmc-consulting.jp/files/refunded_system/

その他

賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払ください。

その他、当事業所の業務についてご不明な点は、係員にお尋ねください。

以上